

京都市告示第752号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、次の者を指定納付受託者に指定し、クレジットカード決済による「京都市動物園 エサ代サポーター制度」の寄付金の収入について納付受託事務を委託します。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

1 指定納付受託者の名称等

名称及び代表者	住所
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731番地

(動物園)